

衆議院議員総選挙

第51回

最高裁判所裁判官国民審査

あなたの一票が未来をつくります！

投開票

2月8日 日

投票日当日に
投票に行けない場合は

期日前投票をしましょう

役場本庁(新庁舎)・各地区ふれあいセンター

役場本庁(新庁舎) 1月28日(水)～2月7日(土)

各地区ふれあいセンター 1月31日(土)～2月7日(土)

午前8時30分から午後8時まで (各ふれあいセンターは 午後7時まで)

※ 国民審査の投票は、国民審査法の規定により2月1日(日)からになります。

手續はとても簡単ですので、お仕事帰りや買い物帰りにお立ち寄りください。

今回の選挙は衆議院の解散から公示日までが短期間のため、全国的に、投票所入場券の作成から配達までに時間がかかっています。

2月2日から配達開始

入場券は、2月3日前後に、ご自宅に届く見込みです。

入場券が届いた方は、入場券を持参してください。



選挙のしおり

白川町選挙管理委員会
電話70-1311（内線400）

投票所入場券が届いてなくても投票できます。

以下のものをご持参ください。

- ・免許証、マイナンバーカード
- ・その他、身分証明できるもの

※本人確認のため、若干お時間をいただきます。

入場券は、封筒タイプとなっています。
自分の名前の書いてある入場券を切り取り
各自で持って、投票所に出かけましょう。

入場券についてわからないことがありましたら、
選挙管理委員会までお問合せください。

選挙当日の投票所について

投票時間 午前7時から午後7時まで
町内どこの投票所でも投票できます

町内の投票所はすべて、どの地域の方でも投票ができる「共通投票所」となっています。入場券に記載されている指定投票所以外でも投票が可能です。

投票所は以下の5か所です

1. 役場本庁(新庁舎)
2. 白川北ふれあいセンター
3. 蘇原ふれあいセンター
4. 黒川ふれあいセンター
5. 佐見ふれあいセンター

町民会館から役場本庁(新庁舎)に変わりました!

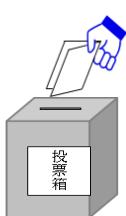
お間違えのないよう
お出かけください



投票のしかた

候補者名・政党名は、ひらがな・カタカナで書いても有効ですが、余分なことを書くと、無効票になります。ご注意ください。

はじめに小選挙区の投票



小選挙区選挙
薄い水色の投票用紙に
「候補者名」を記載して
投票します。

次に 比例代表と国民審査の投票



比例代表選挙
ピンク色の投票用紙に
「政党名」を記載して
投票します。



国民審査
うぐいす色の投票用紙に
裁判官の氏名が書いてあるので、
やめさせたい者がいれば「×」を
付けて投票します

期日前投票と当日投票のために“おでかけしらかわ”を利用される方

期日前投票や当日投票のために“おでかけしらかわ”を利用する場合は、
運賃が無料になります。

※投票に合わせて、買い物等にも無料で利用できます。

“おでかけしらかわ”の利用方法

- ① 白川町コミュニティバスセンターへ、電話で投票に行く日時を伝え予約する。
(バスセンター電話：0574-74-1001)
- ② 予約日時に玄関先へワゴン車が到着。乗車して投票所へ
- ③ 投票を済ませ、投票所で「投票済証明書」の交付を受ける。
- ④ 帰りのワゴン車で、運転手に③の「証明書」を渡す。

